

4日獣発第13号
令和4年4月15日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

改正動物愛護管理法におけるマイクロチップの装着に係る 「マイクロチップ装着証明書」の発行について

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第39号。以下「改正法」という。)が公布され、その第39条の3第1項により、獣医師は、犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書を当該犬又は猫の所有者に発行することが義務付けられました。

改正法に基づき、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年環境省令第16号)により、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」(平成18年環境省令第1号。)についても所要の改正がなされ、同施行規則第21条の5第1項各号により、マイクロチップ装着証明書の記載事項に関する規定、第21条の5第2項で様式が示されたところです。なお、この省令は令和4年6月1日から施行されます。

つきましては、小動物臨床獣医師が実際の業務にご活用いただけるよう、別紙のとおり「マイクロチップ装着証明書」の様式を環境省と調整の上、作成しました。令和4年6月1日以降にマイクロチップを装着された場合においては、別紙様式をご活用いただきますようお願いいたします。なお、この様式については、法施行に向けて環境省が開設した準備サイトである、

「犬と猫のマイクロチップ情報登録 令和4年6月1日リリースに向けた準備サイト」
<https://pre.mc.env.go.jp/>

及び6月1日以降運用開始予定の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにてダウンロードすることができます。本件について、貴会関係者に周知方よろしく願いいたします。

本件の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

担当：本田・中村・畠山・松岡

TEL：03-3475-1601

様式第 22（第 21 条の 5 第 2 項関係）

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄（オス） <input type="checkbox"/> 雌（メス）
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	年 月 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所）	
12 マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

マイクロチップの登録先

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会

<https://reg.mc.env.go.jp>

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

基本的には全て
必須項目となります。
記入漏れのないよう、
ご注意ください。

(記入例)

施行日 (2022年6月1日)
以降の日付で作成して
ください

様式第 22 (第 21 条の 5 第 2 項関係)


2022 年 6 月 1 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

バーコードシールは
必ず貼付けてください

1 マイクロチップの識別番号	マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください  * 3 9 2 * 4 9 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 *
2 犬又は猫の名	プー
3 犬又は猫の別	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4 犬又は猫の品種	トイ・プードル
5 犬又は猫の毛色	薄茶
6 犬又は猫の生年月日	2022 年 5 月 10 日
7 犬又は猫の性別	<input checked="" type="checkbox"/> 雄 (オス) <input type="checkbox"/> 雌 (メス)
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	2022 年 6 月 1 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地 (診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所)	〒111-1111 東京都港区〇〇〇1-1-1 〇〇ビル 3 階
11 マイクロチップを装着した施設の電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特に無ければ
空欄でも可
です。

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

日獣 太郎

マイクロチップの登録先

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会



<https://reg.mc.env.go.jp>

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。